

**鳥取県告示第236号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
智頭町 智頭町長 寺谷誠一郎	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	介護老人保健施設ほのぼの	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成21年3月30日